

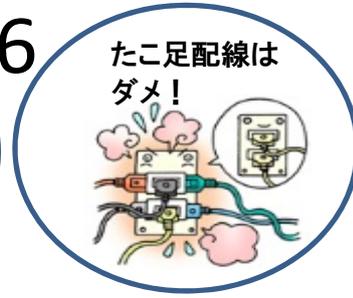
3月1日から7日は

春の火災予防運動



これから火災が起こりやすい季節を迎えます。火災は発生しないのが一番です。「我が家は大丈夫!!」と安心する前に、もう一度火の元の点検をお願いします。

【消しましょう その火その時 その場所で】平成28年度全国统一防火標語



～火災予防運動中の主な行事～

- ・ 懸垂幕、横断幕、のぼり旗の掲示による広報及び消防車両などでの巡回広報の実施。
- ・ ふれあいペンダント設置者宅の住宅防火診断の実施。
- ・ 防火防災教室(各地区、各事業所)及び防災指導(保育所等)の実施。
- ・ 幼年消防クラブ員による法被^{はっぴ}通園及び防火パレードの実施。



なぜ減らない? たき火(剪定枝の焼却等)からの火事!

東山梨消防本部管内では平成28年中の火災のうち、たき火及び剪定枝の焼却等を原因とする火災が7件発生しています。

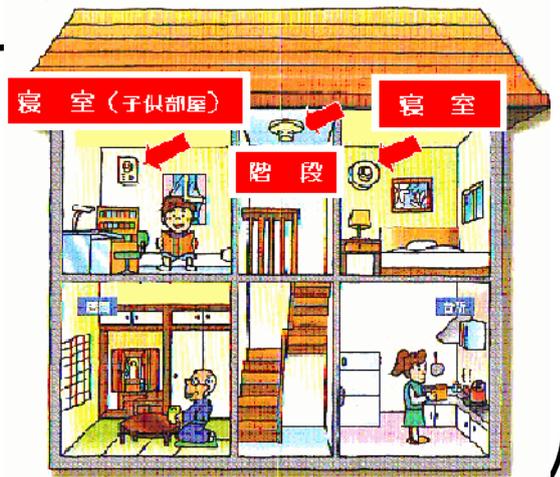
☆たき火(剪定枝の焼却等)による火災を防ぐには! ☆

- 1 強風時、空気が乾燥しているときは行わない。
- 2 水バケツ、消火器等、消火の準備をする。
- 3 完全に火を消すまでは、その場を離れない。
- 4 剪定枝の焼却を行う場合には、消防署に連絡する。

たき火(剪定枝の焼却等)をするときは、これらの注意事項を守り、火災の予防に心掛けましょう。



住宅用火災警報器が大切な「命」「財産」を守ります 寝室・階段に設置しましょう。



東山梨地区の設置率は75.8%です。
(平成29年1月末現在)

※ 山梨県内の設置率は71.4%です
(平成28年6月末現在)

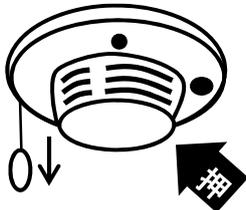
住宅用火災警報器の定期点検をしましょう。 お手入れ2つのポイント！

1 定期的に作動点検をしましょう。

せっかく取り付けてもいざという時に作動しなければ意味がありません。点検方法は、本体の「ひもを引く」「ボタンを押す」など機種により異なりますが、正常に作動するかテストしましょう。

2 電池の交換を忘れずに。

住宅用火災警報器は定期的な電池交換が必要です。
作動点検をした際に警報音が鳴らない場合は、電池切れですので早めの交換をおすすめします。



引きひもを引く
またはボタンを押



鳴ればOK

住宅用火災警報器の 悪質な訪問販売に注意！

消防本部による訪問販売は一切行っておりませんので、悪質な訪問販売にご注意ください。

住宅用火災警報器交換について

住宅用火災警報器の本体・電池の寿命は約10年です。上の図を参考に定期的に作動確認を行い、反応がなければ本体の故障か電池切れですので、交換を行いましょ。また、設置から10年が経過した警報器は劣化が考えられるため、交換を推奨しています。

